

# 大田区重症心身障がい児(者)等 在宅レスパイト事業

## 在宅レスパイトって？

- 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)等を、いつも家で介護をしているご家族に、ちょっと息抜きや用事をすませてもらうため、訪問看護師等がご自宅などでの介護を代わりに行います。
- 利用は、1回2～4時間(30単位)で、1年度の間24回を超えない範囲で、月4回が上限です。ただし、申請の時期により年度内の上限回数は異なります。
- 利用に係る自己負担はありません。(衛生用品などの費用はご負担ください。)

利用できる方(区内在住で、医療的ケアが必要であり、家族などの在宅介護を受けている方で、次の①か②のいずれかに該当する方)

- ①肢体不自由の身体障害者手帳(1、2級)と愛の手帳(1、2度)を持っている } または大島分類の区分1～4の記載がある書類が提出できる(※裏面をご覧ください)
- ②医療的ケア(裏面表1)が必要な18歳未満の障がい児

## 利用までの流れ

### ①まず相談

- 管轄の地域福祉課障害者地域支援担当で利用の相談をしましょう。(電話番号：裏面)
- 申請書類一式を受け取りましょう。(書類は区のホームページからも受け取れます。)  
【申請書、医師指示書、同意書、請求書、口座振替依頼書】
- 城南特別支援学校でのご利用の場合は、事前に学校にも相談・申請をお願いします。

### ②お医者さんで

- 受け取った書類の中にある、「医師指示書」を持って主治医(いない場合は診断ができる病院など)に行き、記載してもらいましょう。
- 指示書作成に係る費用はお支払いください。このとき、領収書は必ずもらってください。後日、支払った金額に基づき3,000円まで補助があります。(うら面<ご注意>をご確認ください。)

### ③利用者登録

- 申請書、同意書などを書いたら、医師指示書と一緒に管轄の地域福祉課に提出してください。(医師指示書の内容は、利用する訪問看護ステーションに情報提供します。)
- 利用する訪問看護ステーション名をお知らせください。
- 書類等の確認・決定後、承認通知書をお送りします。

うら面につづきます

#### ④契約しましょう

- 承認通知書を持って訪問看護ステーションに行きましょう。
- 初めて利用する訪問看護ステーションの場合、初回面接がありますので、併せて相談してください。

### 利用しましょう

#### ◎ 大島分類の確認について

○東京都の在宅重症心身障害児（者）等訪問事業等、大島分類が利用の要件となっているサービスを利用されている場合は、その決定通知書などを提出ください。

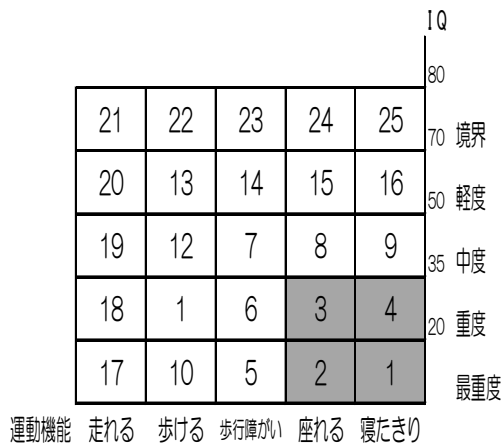
なお、大島分類の確認ができない場合は、別途診断書等の提出が必要となります。

<ご注意>

○手帳をお持ちでなく、大島分類が 5～25 に該当する方（医療的ケア【下記表 1】が必要な 18 歳未満の障がい児を除く）は、この事業が利用できません。この場合、**医師指示書作成料を支払われていても、補助は受けられません**のでご注意ください。

#### 大島分類について

重症心身障がい者の定義は現在ありません。そこで、考案された大島分類（下表）により判定するのが一般的とされています。「重症心身障がい」に該当するのは、1～4 の状態となります。



#### 医療的ケア

表 1

①	人工呼吸器管理※ 1
②	気管内挿管、気管切開
③	鼻咽頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	6 回/日以上 6 回の頻回の吸引
⑥	ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用
⑦	中心静脈栄養（I V H）
⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）
⑨	腸ろう・腸管栄養
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）
⑪	定期導尿（3 回/日以上）※ 2
⑫	人工肛門

※ 1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。

※ 2 人工膀胱を含む。

#### 地域福祉課 連絡先

大 森 5764-0657  
調 布 3726-2181  
蒲 田 5713-1504  
糀谷・羽田 3743-4281